

# 石川県公報

平成27年8月28日(金曜日)

号

外

(第 61 号)

## 目次

### 監査委員

○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

### 監査委員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242号第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年8月28日

石川県監査委員 浜田 孝  
同 岡部 朋代

(石川県議会議員選挙運動用ポスター作成公費負担に係る住民監査請求の監査結果)

#### 第1 住民監査請求の内容

##### 1 請求人

鹿島郡中能登町小竹工部136番地 家田 徹  
同 家田 万理子

##### 2 請求書等の提出

- (1) 請求書の提出 平成27年5月12日  
(2) 補正書の提出 平成27年6月1日及び同年7月7日

##### 3 請求の内容

(1) 請求人提出の石川県職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)による請求の内容は、概ね次のとおりである。(本監査結果においては、できるだけ措置請求書及び補正書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。)

ア 石川県知事は平成27年4月12日施行の石川県議会議員選挙の選挙公営費のうち、選挙ポスター公営費について印刷技術の飛躍的向上、公共ポスター等の入札価格、落札価格の現況価格等を十分調査、審査せず殆どの候補者の契約に基づいて、高額且つ不当に公金を支出した。

請求人は過去に行政訴訟では正を求めたが、証人申請した印刷業者の経営責任者の偽証により、敗訴した。監査の参考書類として申請人の県議会議員選挙の行政訴訟の資料が選挙管理委員会にあるので精査されたい。この訴訟の結果次回元県議会議員であったAさんの県議会選挙では約120万円の印刷費が30万円以下に節減され公正な国会議員の殆どに、反映されたが、現在不正が再発している。

また、選挙管理委員会の職員に再三是正するように請願したが無視された。今般の統一地方選挙の県、市議会議員、市長選挙も是正させ当選者の公金詐欺で再選挙にならない様に選挙管理委員会に是正請願をし、老後の蓄えの120万円を供託し、民主党より多い2名を、能登の活性化、県政、警察刷新の為、無投票の直前に出馬させたが、選挙管理委員会の立候補妨害、警察の選挙違反放置、選挙違反通報無視、マスコミの不公正な報道の為落選し、貴重な供託金は没収された。選挙ポスター等も自己負担である。

ポスター貼りから、自ら運転して街頭宣伝をし、選挙のは正をしたが、今回の県議会議員選挙でも不正契約、公賓搾取等の詐欺行為が多発している。市議会議員選挙では、岐阜県等で刑事訴追されているので、ポスター掲示板の枚数に毀損張替分が多少加算された公営化に改善されている。小松市では、掲示板の枚数のみの助

成と聞いている。選挙ポスターの印刷価格も石川県知事選挙、参議院議員選挙では一枚当たり180円程度である。ポスターの原稿の企画立案はコンピューターで、子供でも簡単に作成できるので、印刷業者の高額な契約は、予算等を審議する能力のある議会議員との談合であり、これらを長期間不当に放置し、違法かつ不正に公金を支出した石川県知事等は公務員の職権濫用罪、詐欺罪等に該当する。これらを長期間放置した県監査委員会も同罪である。後刻、最高検察庁等に全国的な告発をするものである。

ちなみに鹿島郡の8年間無投票の選挙区で告示日に出馬した家田万理子の選挙ポスターの作成費はフルカラーコピーで100枚で10,260円。無投票の羽咋市羽咋郡南部の選挙区の家田徹のフルカラーコピーで24,570円と大幅に低額であり合計金額は34,830円である。

イ 選挙ポスターの公費の対象になるのはポスターの掲示場数と毀損時の張替分が該当するが、事前運動の為の有権者に配布する室内用ポスター、公示後の違法配布ポスター等で公式なポスター掲示板の2倍の枚数を作成し、公費負担の限度額で不正に契約し公金の搾取をしている。条例も不当であり公金の横領、組織的な詐欺もある。条例の改正等の措置を願うものである。

全国的に住民訴訟、刑事告発が提起されているのにもかかわらず、1枚の作成単価を不当かつ高額な限度額で契約し、石川県選挙管理委員会は立候補届出の審査を怠り、不正にポスター作成枚数確認書を捏造し詐欺に加担している。明らかに組織犯罪である。申請人等は現在選挙無効、当選無効の異議申出中である。

添付書類の平成23年のポスター公費負担限度額の選挙区別内訳一覧表で最高単価は石川郡選挙区の4,763円、次が4,483円の鹿島郡選挙区、最低単価は金沢市選挙区の933円であり、現在は公文書の調査中であるが、単価が不正に増額している。限度額悪用が多発している。またポスターの掲示場の2倍の枚数を作成した候補者、現職が多く、毀損張替分としては過大であり不正である。厳正公正に聞き取り調査をして、社会正義の為に選挙運動用ポスター作成契約書の無効、公金の全額返済、刑事訴追等の公正な措置を願います。本来は他県の様に行政から刑事訴追の告発をすべきである。

インターネットの選挙ポスター作製業者は常識的な一般のカラーシール付きポスターを一枚価格が200円程度で作成してくれる。選挙にインターネットが使える時代に当選者は逆行している。

ウ 地方自治法第2条には、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。とある。

選挙公営制度は、本来資金の乏しい者にも立候補の機会を保証し資力の差により選挙運動に優劣が生ずることを回避するなどの目的のために制定された制度です。

いやしくも県民から貴重な税金からの助成金を多大に受けながら、また現職は高額な歳費を受けながら、選挙管理委員会、知事等と共に、公金の詐欺を印刷業者と白昼公然とする行為は厳罰に処すべきであり違法な公金の支出を防ぐため、選挙公営化の条例を改善すべきである。

エ 公金の詐欺行為は懲役5年であり関与した当選人、職務を怠った谷本正憲知事、選挙管理委員会全員、選挙管理委員会職員全員、印刷業者等は厳罰にすべきであり、ここに告発をするものである。監査委員会も厳正公正に監査をし、違法な公費の請求支払であるから全額返済を求めるべきである。

オ 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

過去に同様な請求を不正に却下し、訴訟では石川県の公共事業の県内業界大手の印刷業者の会長に偽証され、敗訴した。その為長期間多大な議会議員の選挙ポスターの公費助成の公金を長期間不正に支出し、県に多大な損害を与えているので、刑事訴追を提起するため、公正な外部監査が絶対条件である。

(添付書類)

- ・ポスター公費負担限度額の選挙区別内訳の写し
- ・「選挙公営の経費の支払等の流れ（番号順）」の写し
- ・「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する注意事項」の写し
- ・「石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成6年石川県条例第1号）」の写し
- ・選挙運動用ポスター作成契約書の写し
- ・選挙公営の確認書交付伺簿の写し
- ・確認書受領書の写し
- ・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書の写し
- ・選挙運動用ポスター作成契約届出書の写し

(2) 同請求に係る補正書の内容は、概ね次のとおりである。

ア 平成27年6月1日提出の補正書

3の(1)のアの第1段落の最後の「高額且つ不当に公金を支出した。」を「高額且つ不当に公金を支出、又は支出されることが確実に予測される。」に改める。

イ 平成27年7月7日提出の補正書

下記を追記する。

(ア) どのような理由で、違法又は不适当であるか。

石川県選挙管理委員会が立候補予定者説明会に配布した公文書の中に、第4選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する注意事項として、(1)の後半に(写しを貼付)

なお、選挙運動用ポスターの作成について、公費の負担の対象となるものは、候補者がポスター掲示場に掲示することができるポスターに限られているとある。

総務省等の選挙関係官公庁からの通達等で、全国的な刑事告発、住民監査請求、住民訴訟等では正しつつあるが、石川県の関係公務員、議會議員は長期間犯罪を犯し、偽証、偽造等で犯罪を重ね、知識人の監査委員も含め請求人の監査請求を却下し、国民を阻害した事実は憲法違反、地方自治法、会計関連法、公職選挙法違反、公務員法等のあり、近日中に最高検察庁に告発するものである。

証拠貼付のものは、平成26年6月中能登町議会議員無投票阻止に本件監査請求人田万理子が急遽立候補し犯罪事實を告訴告発し、現在金沢地検で捜査中である。

本件の県議会議員選挙の当選者は高額の歳費等を毎月県民の血税から受けている。

公費助成限度額を悪用して、平成6年から長期間にわたる室内用ポスター、演説会での配布、後援会活動に事前、告示後の配布は違反となり、公金横領、詐欺罪となり、監査を棄却した委員会、選挙管理委員会、公金を支出した谷本正憲知事は共謀罪、職権濫用罪、証拠隠滅罪で処罰される。

谷本正憲知事は特定の候補者の当選を図るために支援した自民党公認の候補者、議員に選挙公費助成の割り増しで支払し買収した罪等に該当する。

依って違法且つ不适当である。

監査委員は監査、訴訟先進県、市の様にポスター作成業者の作成原価等を精査、監査願いたい。

行政訴訟では、業者に原価計算等の文書提出命令を出せる。刑事訴追では家宅捜索もされることがある。

以下の議員、候補者は選挙ポスターの公設掲示板の枚数を大幅に超過して、限度額を悪用して公費を搾取、行使したものであり、県に損害を与えたものである。ポスター作成価格の違法且つ不适当性については貼付資料で証明されるが、選挙管理委員会が選挙収支報告書の領収書を不适当に公開遅延させているため、後刻追加資料で証明する。

金沢市選挙区 掲示板 597箇所

B候補者	1,194枚	1,119,972円
C候補者	1,194枚	1,119,972円
D候補者	1,000枚	935,000円
E候補者	1,194枚	1,119,972円
F候補者	1,194枚	1,118,778円
G候補者	1,194枚	1,114,002円

小松市選挙区 掲示板 265箇所

H候補者	枚 調査中 円	874,500円
I候補者	530枚	874,500円
J候補者	530枚	879,800円
K候補者		874,500円

加賀市選挙区 掲示板 271箇所

L候補者	枚 調査中 円	880,750円
------	---------	----------

白山市選挙区 掲示板 255箇所

M候補者	500枚	835,000円
N候補者	510枚	864,450円
O候補者		593,250円

七尾市選挙区	掲示板	370箇所	無投票0
P候補者	740枚	1,260円	932,400円
Q候補者	600枚	1,296円	777,600円
かほく市選挙区	掲示板	140箇所	無投票
R候補者	280枚	1,782円	498,960円
河北郡選挙区	掲示板	181箇所	
S候補者	362枚	2,179円	788,798円
羽咋市羽咋郡南部選挙区	掲示板	185箇所	
T候補者	370枚	1,150円	425,500円
U候補者	枚	円	427,680円
参考 家田徹	150枚	助成なし	合計 24,570円
羽咋郡北部選挙区	掲示板	165箇所	無投票
V候補者	300枚	2,000円	600,000円
鹿島郡選挙区	掲示板	75箇所	
W候補者	150枚	1,900円	285,000円
参考 家田万理子	助成なし	100枚	合計 10,260円
輪島市選挙区	掲示板	314箇所	無投票
X候補者			840,000円
珠洲市選挙区	掲示板	164箇所	無投票
Y候補者	枚	円	680,400円
鳳珠郡選挙区	掲示板	262箇所	無投票
Z候補者	枚	調査中	円 300,000円

(イ) 以下の議員、候補者は選挙ポスターの公設掲示板の枚数をほぼ考慮し公費を適正に請求した。金額については過大なものもあるので後日実態の価格を調査の上、違法且つ不当なものは訴訟等で立証する。

a候補者	650枚	585,000円
b候補者	600枚	540,000円
c候補者	630枚	530,712円
d候補者	700枚	656,600円
e候補者	700枚	386,400円
f候補者	700枚	264,600円
g候補者	700枚	386,400円
h候補者	597枚	559,986円

以上 金沢市選挙区 掲示板 597箇所

i候補者 255枚 白山市選挙区 255箇所

その他調査中 後日提出する。

(追加添付書類)

- ・選挙ポスター印刷に係る印刷業者のインターネット広告記事
- ・最高検察庁の平成27年2月20日付け通知文書(「告訴告発状」と題する書面の金沢地方検察庁への回送通知)の写し
- ・県議選候補者ポスター公費助成額一覧の写し
- ・平成16年(行ウ)第20号公営選挙公金損害補填請求等行政事件における原告の準備書面2(抜粋)の写し
- ・同上事件の訴訟告知書(抜粋)の写し
- ・県議選における選挙公営費負担金(自動車借入等)に係る支出負担行為の写し
- ・同上支出負担行為の写し
- ・「公費負担限度額等」及び「ポスター公費負担限度額の選挙区分内訳」の写し
- ・家田徹の「民主党への意見」(インターネット投稿記事)
- ・県議選に係る選挙公営費負担金支払いにおける「理由書」の写し

- ・平成19年度 旭川市における選挙ポスター作成費に係る住民監査請求の監査結果(抜粋)の写し
- ・平成19年度 岐阜県における選挙ポスター作成費に係る住民監査請求の監査結果の写し
- ・他県のポスター代水増しに関するインターネット記事
- ・川口市民オンブズマンの公開記事(平成24年3月27日付)「選挙に関する公費負担のムダ使い防止について」
- ・「第47回衆議院議員総選挙選挙公営費負担金一覧表」の写し
- ・「葉書・ポスター・ビラに係る請求金額等の一覧表」の写し
- ・家田徹及び家田万理子の選挙ポスター
- ・統一地方選に係る新聞記事(平成27年4月8日付北陸中日新聞、平成27年4月9日付読売新聞、平成27年4月10日付北國新聞)の写し
- ・家田徹作成の選挙ポスター例
- ・平成26年6月22日執行の中能登町議会議員選挙広報
- ・公文書公開請求書(2通)の写し

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は、平成27年4月12日執行の石川県議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)の選挙公営費のうち選挙ポスター公営費に係る職員措置請求であり、県議会議員から選任された監査委員については、当該選挙公営制度が適用されることから、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

## 第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成27年7月9日に所定の要件を具備しているものと認め、これを受理することとした。

なお、補正に要した5月18日から7月7日までの間は、監査期間から除いた。

## 第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を行うよう求めているが、本件監査を行うに当たっては、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは特に専門的な知識や判断を必要とする事案ではないことから、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるとは認められないと判断した。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人の証拠提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成27年7月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人のうち家田万理子は当日欠席し、陳述書をもって陳述したほか、家田徹からは請求内容についての説明と併せて、補正及び補足説明がなされたが、これらについては概ね次のとおりである。

(陳述書の内容)

(1) ポスター代の助成金はポスター掲示板の枚数のみであり、その他は各自払いとある。

しかしながら、実態は室内用大判ポスターや配布用のポスター等も加えた料金が請求されている。

27、4、12、の県会議員選挙に於けるポスター代は、上限金額が約112万円迄、随分開きがあり、いったいポスター壹枚幾らなの?と選挙管理委員会の審査員の審査方法を監査されたい。

ポスター代の搾取、横領は日本全国全域である。数十年も前からと思われる。

条例で決められ、判例がないとの理由だけで、簡単に監査の否決をされ、又ポスター代の泥棒する議員が増える事は、絶対許されません。

(2) 悪は正すべきであるとの思いで、今回も県会議員に立候補したものである。

今回の出馬は、フランスでは2人の男女アベックでの立候補を必要条件とするとの条例情報を知り今回、みんなの市政・県政をつくる会、子供110ばんから2人の代表家田とおる、まりこ、2人を立候補させたのである。日本では初で第1号である。

ちなみに、民主党でも将来この方向で行くそうです。選挙立候補の度に、ポスター代の搾取を見逃さず阻止出来る威儀を持ち委員会の審査で、厳正且つ公正な監査を願いたい。

(3) 家田まりこは、過去、野々市町長選挙2回を含み合計9回程立候補し、選挙戦に臨み、仕組まれた無競争を選挙戦に導き、有権者を投票所へ・・・

しかし、毎回選挙の度に政治と金、選挙と金

今回の県議会議員選挙の立候補は、私には最後の生死を掛けた出馬であり、お金を掛けないきれいな選挙日本一を27年以上誇りとし貫いて来た。代表家田徹は40年以上継続している。

私の鹿島郡選挙区では、談合、癒着、作為的な無投票等の汚職、腐敗、不正政治である。その目的のために違法且つ不当に選挙ポスターを配布している。

(4) 選挙は民主主義の原点である。来年の参議院議員選挙から18歳の日本の未来を担う若者に選挙権が与えられます。

特別職を含むすべての公務員は公職選挙法第136条の2 第1項の規定により、その地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されており、これに違反した場合は、同法第239条の2 第2項の規定により処罰されるものである。

今後、教職員や直接子供達と接する教師等は、上記の文書を、頭脳にたたみこむ事を強く通告するものである。依って、有権者となる子供達の為にも、全国的な選挙公営費の詐欺、横領を絶滅するために、今までの慣例に囚われず心して厳正公正に、監査を行なうことを望みます。

(補正の内容)

金沢市選挙区　掲示板 597箇所			
	作成枚数	単価	公費助成総額
B候補者	1,194枚	938円	1,119,972円
C候補者	1,194枚	938円	1,119,972円
D候補者	1,000枚	935円	935,000円
E候補者	1,194枚	938円	1,119,972円
F候補者	1,194枚	937円	1,118,778円
G候補者	1,194枚	933円	1,114,002円
比較参考			
j候補者	500枚	560円	448,000円
小松市選挙区　掲示板 265箇所			
H候補者	530枚	1,650円	874,500円
5月7日減額	300枚に	1,650円	
I候補者	530枚	1,650円	874,500円
J候補者	530枚	1,660円	879,800円
K候補者	530枚	1,650円	874,500円
k候補者	500枚	1,600円	800,000円
比較参考			
l候補者	300枚	91円	27,108円
加賀市選挙区　掲示板 271箇所			
L候補者	542枚	1,625円	812,500円
m候補者	400枚	1,080円	432,000円
n候補者	500枚	1,625円	812,500円
o候補者	350枚	800円	280,000円
比較参考			
p候補者	500枚	595円	297,500円
白山市選挙区　掲示板 255箇所			
M候補者	500枚	1,670円	835,000円
N候補者	510枚	1,695円	864,450円
O候補者	350枚	1,695円	593,250円
q候補者	350枚	1,231円	430,920円
r候補者	500枚	820円	410,400円
s候補者	450枚	792円	356,400円
t候補者	300枚	1,695円	508,500円
u候補者	490枚	1,690円	828,100円

## 比較参考

i 候補者	255枚	939円	239,598円
野々市市選挙区	掲示板	66枚	
v 候補者	132枚	1,890円	244,200円
比較参考			
w 候補者	100枚	998円	99,792円
能美郡能美市選挙区	掲示板	170枚	
x 候補者	200枚	2,160円	432,000円
y 候補者	200枚	2,268円	453,600円
七尾市選挙区	掲示板	370箇所	無投票
P 候補者	740枚	1,260円	932,400円
Q 候補者	600枚	1,296円	777,600円
かほく市選挙区	掲示板	140箇所	無投票
R 候補者	280枚	1,782円	498,960円
河北郡選挙区	掲示板	181箇所	
S 候補者	362枚	2,179円	788,798円
比較参考			
z 候補者	200枚	1,188円	237,600円
羽咋市羽咋郡南部選挙区	掲示板	185箇所	
T 候補者	370枚	1,150円	425,500円
U 候補者	220枚	1,944円	427,680円
比較参考 助成なし			
家田 徹	200枚	123円	24,570円
羽咋郡北部選挙区	掲示板	165箇所	無投票
V 候補者	300枚	2,000円	600,000円
鹿島郡選挙区	掲示板	75箇所	
W 候補者	150枚	1,900円	285,000円
比較参考 助成なし			
家田万理子	100枚	103円	10,260円
輪島市選挙区	掲示板	314箇所	無投票
X 候補者	600枚	1,400円	840,000円
珠洲市選挙区	掲示板	164箇所	無投票
Y 候補者	300枚	2,268円	680,400円
鳳珠郡選挙区	掲示板	262箇所	無投票
Z 候補者	枚	調査中 円	300,000円

## (補足説明の主な内容)

(1) 国会議員の選挙ポスターについては、法律により、掲示板の枚数の2倍まで公費助成できるが、国会議員のような長期的な選挙でない場合には、ポスター掲示板の枚数になるべく留まるようにという通達が平成5年に総務省から出ている。

(2) 今回の監査対象は、調査中とした分の資料が間に合わないので、「比較参考」を除く、37名の候補者である。

## (追加提出書類)

- ・他県の市議会議員選挙におけるポスター代詐欺容疑のインターネット記事
- ・「職員の服務（義務）」（地方公務員法第30条）等に関する文書
- ・統一地方選に係る新聞記事（平成27年3月3日付北國新聞）の写し
- ・石川県警察への意見・要望・苦情フォームの写し
- ・石川県議会議員選挙羽咋市羽咋郡南部選挙区選挙公報掲載文原稿用紙（家田徹）の写し

措置請求書の趣旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、本件選挙に係る選挙公営費のうち、請求人が措置請求書において主張する「選挙運動用ポスター作成費に係る公費負担が違法又は不当な公金の支出」に当たるか否かとした。

### 3 監査対象機関

総務部市町支援課（以下「市町支援課」という。）及び石川県選挙管理委員会（以下「県選挙管理委員会」という。）

### 4 監査対象機関の監査の経過

市町支援課及び県選挙管理委員会に対して平成27年7月29日に、公費負担制度に係る請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、次のとおりであった。

- (1) 県は、法令等に基づき、請求書、契約届出書、契約書の写し、確認書及び作成証明書などの記載内容について、適正に審査の上、支出しており、請求人の主張には理由がない。
- (2) ポスターの作成金額が適正かどうかについては、条例等に基づき、候補者等から提出された必要書類の書面審査で判断すれば足りるものであり、県は、それ以上の審査をする権利及び義務を有していないものである。  
なお、今回の書面審査においては、特段の疑念を抱かしめるような記載は確認できなかった。
- (3) 本件選挙における選挙運動用ポスターの公費負担については、公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙の公費負担の場合に準じて条例で定められているものである。
- (4) 限度枚数をポスター掲示場の2倍としていることについては、国政選挙への制度導入時の調査特別委員会の会議録により、ポスターの貼り替え1回を想定して定められたものと思料されていることから、県条例においても国の制度に準拠した形で限度単価、限度枚数を設定している。  
なお、当該限度単価（計算式）・限度枚数については、本県を含む47の全都道府県において、公職選挙法施行令と同様としているところである。
- (5) 請求人が指摘する平成5年の国からの文書については、地方選挙に公営制度が導入された際、旧自治省（現総務省）が、平成5年1月19日に開催した都道府県選挙管理委員会書記長会議において配付した資料であり、これは旧自治省担当者が選挙費用の公費負担制度導入の際の留意点を記載したもので、旧自治省の通達とは異なるものである。
- (6) 公金の横領、組織的な詐欺などとの主張については、これらを裏付けるような具体的な事実を何ら立証していない。

### 第6 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

本件選挙に係る選挙公営費のうち、請求人が措置請求書において主張する、選挙運動用ポスター作成費に係る公費負担は、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

#### 1 事実関係の確認

監査の結果、確認した事項は、次のとおりである。

##### (1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

###### ア 経緯

公職選挙法（昭和25年法律第100号）は、選挙運動について種々の規制を設けているが、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、昭和50年の公職選挙法の改正に伴い、公費負担制度を採用している。

###### イ 法的根拠

###### (ア) 公職選挙法第143条第15項

「都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、前項の規定（衆議院小選挙区選出議員選挙等）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の（選挙運動用）ポスターの作成について、無料とすることができます。」

###### (イ) 石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例

（平成6年石川県条例第1号。以下「条例」という。）第9条

「候補者は、第11条各号に定めるところにより算定した金額（公費負担限度単価）に、選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。」

（ウ）石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程

（平成6年石川県選挙管理委員会告示第76号。以下「規程」という。）

本規程においては、選挙運動用ポスター作成公費負担に関して、次の様式を定めている。

- ・選挙運動用ポスター作成契約届出書 （別記第1号様式その3）
- ・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 （別記第2号様式その3）
- ・選挙運動用ポスター作成枚数確認書 （別記第3号様式その3）
- ・選挙運動用ポスター作成証明書 （別記第6号様式）
- ・請求書（選挙運動用ポスター作成） （別記第7号様式その3）
- ・請求内訳書 （請求書別紙）

#### ウ 事務手続き（支出までの流れ）

（ア）契約届出書の提出

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、県選挙管理委員会に契約書の写しを添えて選挙運動用ポスター作成契約届出書を提出する（条例第10条、規程第1条）。

（イ）確認申請と確認書の交付

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を県選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付された選挙運動用ポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する（条例第11条、規程第2条、同第3条）。

（ウ）作成証明書の提出

契約の届出をした候補者は、選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する（規程第4条）。

（エ）請求書の提出

ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに、請求書に選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添えて知事に提出する（条例第11条、規程第5条）。

（オ）支払い

県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、供託物没収点に達していない者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約枚数と公費負担限度枚数、契約単価と公費負担限度単価のいずれも低い方を適用して計算されているなどを確認して、ポスター作成業者に負担金を支払う。

#### （2）ポスターの作成に係る支出

本件選挙における選挙運動用ポスター作成に係る公費負担額の支出は、次のとおりであった。

ア 平成27年4月3日（告示日）（一部候補者については同年4月6日）

各候補者から、県選挙管理委員会に選挙運動用ポスター作成契約届出書（契約書の写し添付）の提出があった。

イ 平成27年4月3日（一部候補者については同年4月6日）

上記契約届出書の提出のあった候補者から、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書の提出があり、県選挙管理委員会は選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付を行った。

ウ 平成27年4月15日以降、順次

ポスター作成業者から知事（市町支援課）あてに、請求書（選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書添付）が提出された。

エ 平成27年4月21日

県（市町支援課）は、必要書類の有無、請求額の確認、供託物没収点に達しているなどを書面審査し、供託物を没収されずに公費負担の対象とされた53人に関する選挙公営費負担金について、支出負担行為を行った。

オ 県（市町支援課）は、上記53人に関する選挙運動用ポスター作成費3,116万4,280円について、平成27年4

月21日、5月19日、6月1日、6月26日及び7月13日の5回にわたり、支出命令を行い、平成27年4月30日、5月29日、6月10日、7月10日及び7月21日にそれぞれ、各ポスター作成業者に選挙運動用ポスター作成費を支払った。

## 2 判断

請求人の主張、市町支援課及び県選挙管理委員会の説明並びに事実関係の確認に基づき、請求人が主張する「選挙運動用ポスター作成費に係る公費負担が違法又は不当な公金の支出」に当たるか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 本件選挙におけるポスター作成の公費負担については、公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙の公費負担の場合に準じて、条例で定められているものである。

(2) 条例では、第9条において、候補者は第11条に規定する限度額の範囲内で、ポスターを無料で作成できる旨定めているほか、第11条において、ポスター作成単価に当該ポスターの作成枚数（当該選挙区のポスター掲示場数に2を乗じて得た数を限度とする。）を乗じて得た金額を、県が請求に基づきポスター作成業者に支払う旨を規定している。

これらは、ポスター作成金額が限度額の範囲内であれば、公費負担しなければならない旨を定めるものであり、その金額の妥当性の審査については規定されていない。

請求人は、「公共ポスター等の入札価格、落札価格の現況価格等を十分調査、審査せず殆どの候補者の契約に基づいて、高額且つ不当に公金を支出した。」旨主張しているが、ポスターの作成金額が適正かどうかは、条例等に基づき、候補者から提出された契約書の写しのほか、選挙運動用ポスター作成枚数確認書、選挙運動用ポスター作成証明書等の書面を審査することにより判断すれば足りるものであり、県は、それ以上の審査をする権利及び義務を有していないものと思料される。

(3) このことは、平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決（平成14年7月19日最高裁判所棄却により確定）において、「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されていることからも明らかである。

よって、県が、条例等に基づき書面を審査する際、特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、その真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払ったことが違法又は不当な公金の支出であるとの請求人の指摘は、当たらないものである。

(4) また、請求人は、「ポスター掲示場数の2倍の枚数は過大であり、不當である」、「ポスター代の最高限度額を定めた条例の計算式が現状に合わず、高額過ぎる」旨主張しているが、平成26年（行コ）第24号違法公金支出金返還請求控訴事件（平成26年10月30日福岡高等裁判所判決、平成27年5月8日最高裁判所棄却により確定）において、控訴人の「条例は、掲示場数の2倍を作成限度枚数としていることや作成単価が実勢価格より相当高額であることなどから、法143条15項に抵触して無効である」との主張に対して、「法143条15項は、都道府県等は、国政選挙（参議院比例代表選出議員の選挙を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、その議会議員等の選挙運動用ポスターの作成を無料にすることができるとのみ規定し、具体的な限度額の設定等は都道府県等の裁量に委ねる趣旨と解されるところ、本件条例13条及び14条は、概ね国政選挙の基準に沿って定められており、その内容が上記裁量権の範囲を逸脱しているとは認められない。また、本件条例13条及び14条により定められる作成単価が、控訴人の主張する実勢価格を超えていたとしても、直ちに上記裁量権を逸脱しているとも認められない。」と判示されていることからも請求人の主張は認められない。

したがって、請求人が掲示した37名の候補者それぞれの請求・支払いについては、いずれも条例により定められたポスター作成の限度枚数及び限度額の範囲内のものであり、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

(5) 本件請求に係る選挙運動用ポスター作成費用の公費負担については、条例第9条から第11条まで及び規程第1条から第5条までの規定により、県選挙管理委員会において審査を行った選挙運動用ポスター作成契約届出書等の書類と県選挙管理委員会からの公費負担該当候補者の通知を踏まえて、市町支援課がポスター作成業者からの請求書及び請求内訳書等の必要書類を審査した上で支出したものであって、定められた公費負担限度単価、公費負担限度枚数及び各候補者の公費負担基準限度額を超えて公費負担したものは認められず、適正に執行されていた。

また、本件公金の支出に係る事務手続きについても、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）等関係法令を遵守して、請求書が必要な要件を具備していることを確認した上で、支出負担行為及び支出命令が適正に執行されており、違法又は不当な公金の支出には該当しないものである。

以上により、請求人の違法又は不当な公金の支出であるとの主張及び違法な公金の支出を防ぐための条例改善の措置要求には理由がないものと判断する。

なお、公金の横領、組織的な詐欺であるなどとして要求する刑事告発の措置については、法第242条第1項に規定する住民監査請求において求めることができる措置に該当しないことから、住民監査の対象にはならないものである。

